

図面リスト

E－O 1	図面リスト，特記仕様書（１）
E－O 2	特記仕様書（２）
E－O 3	案内図・配置図
E－O 4	照明設備 参考姿図（新設）
E－O 5	照明設備 本校舎 1 階平面図(1)
E－O 6	照明設備 本校舎 1 階平面図(2)
E－O 7	照明設備 本校舎 2 階平面図(1)
E－O 8	照明設備 本校舎 2 階平面図(2)
E－O 9	照明設備 本校舎 3 階平面図
E－1 0	照明設備 本校舎 4 階・R 階平面図
E－1 1	照明設備 北校舎 1 階平面図

特記仕様書

特記仕様書では、「○」は該当 「・」は非該当を示す。

第 1 編 共通事項

第 1 章 工事概要

- 1.1 工事件名 調布市立上ノ原小学校校舎ＬＥＤ化改修工事
- 1.2 工事場所 調布市柴崎 2 丁目 2 6 番地 1
- 1.3 敷地面積 12,004㎡
- 1.4 工事概要 調布市立上ノ原小学校校舎の蛍光灯器具を撤去しＬＥＤを新設する。
- 1.5 週休 2 日制工事の適用については以下による。
- 本工事は、現場閉所により実施する「週休 2 日制工事」である。週休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2 日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休 2 日促進工事」実施要領」及び「調布市週休 2 日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。
- なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休 2 日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。
- なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。
- ・ 本工事は、現場閉所により実施する「週休 2 日制工事」の対象ではない。

第 2 章 一般事項

調布市では、「IS014001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和 5 年版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」-という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

- 2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

○ 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第 1 項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第 2 条第 2 号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第 4 章 施工区分

- 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い
- 本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。
- 発注者の支給とする。

第 2 編 工種別事項

第 1 章 一般共通事項

第 1 節 総則

- 1.1.1 用語の定義（標準仕様書1.1.1.2）
- 標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(16)」の表記は、次のように読み替える。
- (16)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。
- ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。

1.1.2 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査のうえ、これを遅滞なく行う。

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
- なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター

電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第 2 節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

実施工程表の補足として、週間工程表及び月間工程表を作成すること。

なお、実施工程表はネットワーク工程表とする。

1.2.2 試験、施工等の記録（標準仕様書1.1.2.5）

- (1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
- 作成する。
- (2) 写真帳の提出は、次による。
- 作成する。
- (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。
- 電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。
- 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るとし、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。
- ア 対象機器の導入
- 使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第 2 章 写真撮影の要領 4 (2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
- なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。
- 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

調布市総務部営繕課設計図承認日 令和 7 年 1 1 月 4 日

件 名 調布市立上ノ原小学校校舎ＬＥＤ化改修工事			
図面リスト 特記仕様書(1)	N. S	令和7年度	No E-01
		調布市総務部営繕課 11枚の内	

イ対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。 ウ使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。 エ本工事における黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。 第3節 工事現場管理 1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4） (1) 施工日時の条件は、次による。 ○ 学校運営に支障のある作業は、休校日に行うこと。 (2) 令和8年3月27日までに完了検査に合格し引渡しを完了させること。 1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2） 石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書 第29章」の当該事項による。 なお、新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。 また、石綿含有ガスカート、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。 工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。 (1) 事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 (参考) 【報告対象となる工事】 ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事 ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。 ※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 (2) 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。	第4節 機器及び材料 1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1） (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。 東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。 ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。 (7) 特別品目 ○ 環境配慮形（EM）電線・ケーブル ○ LEDを光源とする照明器具 (4) 特定調達品目 ・ 変圧器 (2) 化学物質を放散させる建築材料等 ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(7)から(イ)までを満たすものとする。 (7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。 (4) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (ウ) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。 (イ) 家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。 イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。 規制対象外 (7) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 (4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品 (ウ) 次の表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
---	--

第5節 施工

1.5.2 施工の検査等

照明改修を行う部屋の改修前後の照度及び回路電流値

・ 測定する

○ 測定しない

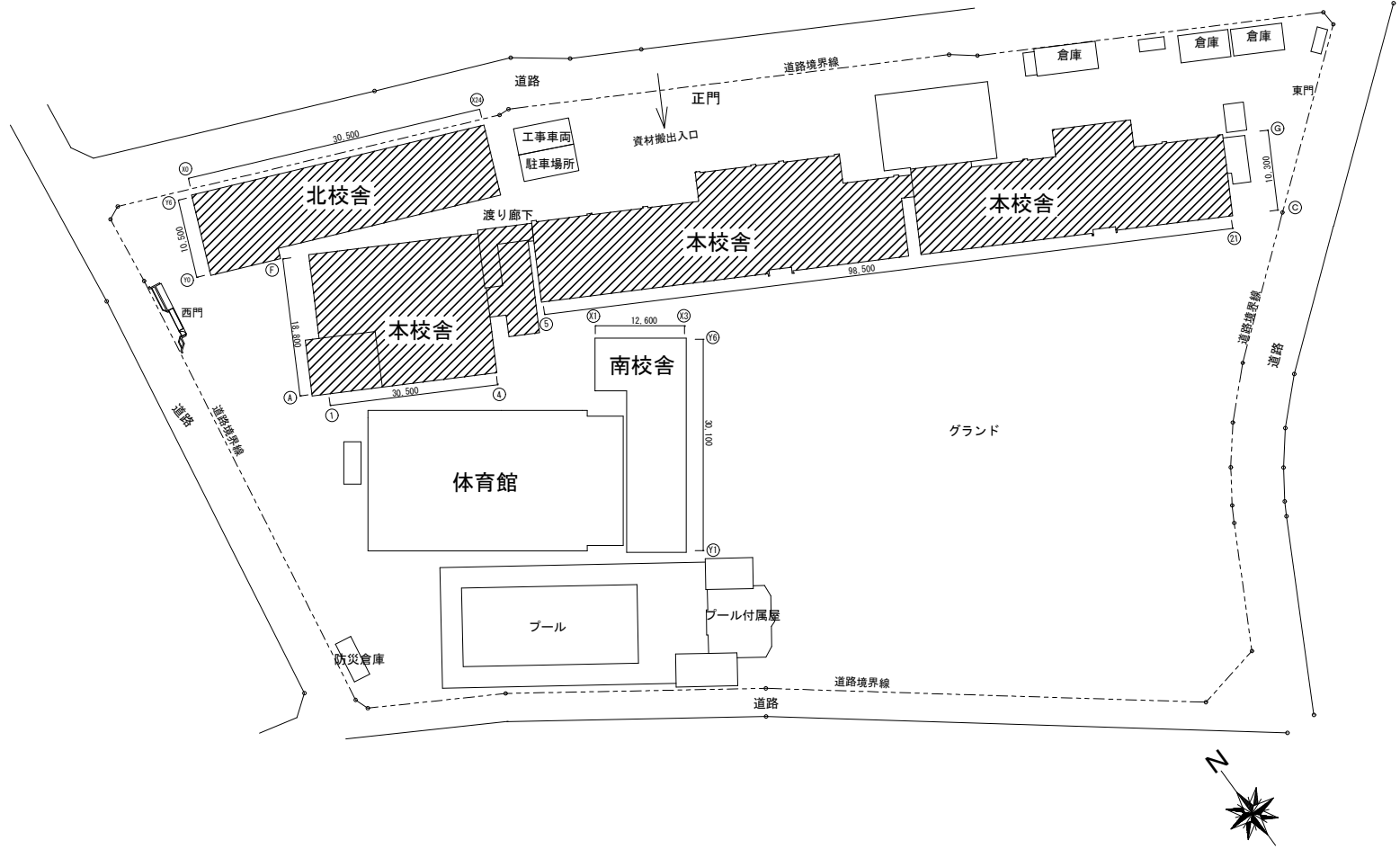
1.5.7 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

○ 測定は行わない。



案内図 NoScale

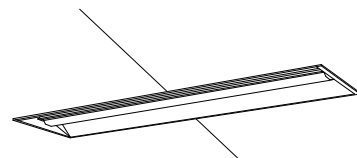
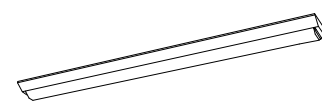
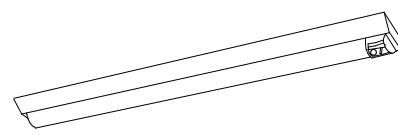
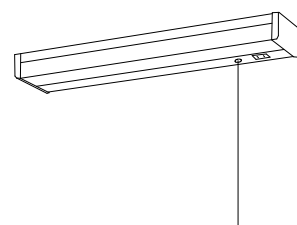
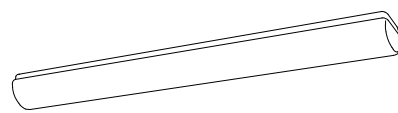
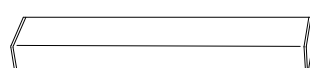
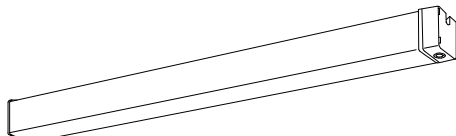
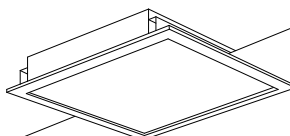
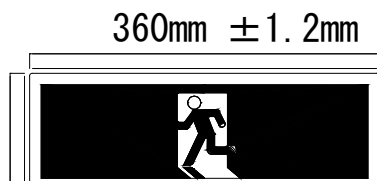
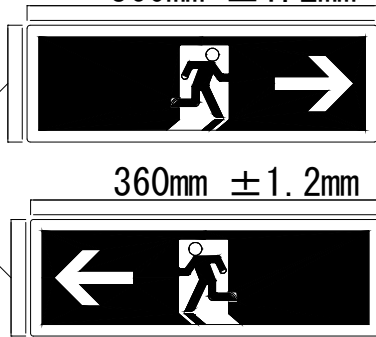


工事対象校舎

配置図 S=1/1000

件 名		調布市立上ノ原小学校校舎LED化改修工事			
案内図・配置図	N. S S=1/400	令和7年度	令和7年10月	No E-03 11枚の内	
		 調布市総務部営繕課			

照明設備 参考姿図（新設）

A		LED40型埋込ベースライト		C		LED40型直付ベースライト												
A25	埋込幅220mm	5200lmタイプ	A35	埋込幅300mm	5200lmタイプ	C23	幅230mm	3200lmタイプ	C23S	幅230mm	2500lmタイプ							
 公共施設型番 A25 : LRS3-4-48 A35 : LRS20-4-48						 公共施設型番 C23 : LSS10-4-30 C25 : LSS10-4-48		人感センサー付 										
						C25				幅230mm		5200lmタイプ						
D		LED20型直付ベースライト		E		LED黒板灯		F				LEDブラケット						
D12	幅 : 150mm	1600 lm		E2	幅120mm	2900lm	天井直付	F1	980 lm		F2	770 lm		F4	1800 lm			
 公共施設型番 LSS9-2-15				 公共施設型番 LSS13-4-29														
																E3		幅120mm
F		LEDブラケット				J		LEDスクエア型		71	誘導標識・蓄光型		壁付	72	誘導標識・蓄光型		天井付	
F2W	990 lm		(防雨型)		F4SW	2980 lm		(防雨型)		J4	□600		6590lm		中輝度・消防認定品		中輝度・消防認定品	
 公共施設型番 LBF3MP/RP-2-13				 人感センサー，明るさセンサー付 ON-OFFタイプ				 色温度 4000K 乳白パネル				 360mm ±1.2mm 120mm ±0.8mm		 天井プレート付 360mm ±1.2mm 120mm ±0.8mm				

(注記)
特記なき照明器具の色温度は5000Kとする。

件 名				調布市立上ノ原小学校校舎LED化改修工事	
照明設備 参考姿図(新設)	N. S	令和7年度	令和7年10月	No E-04 11枚の内	
		 調布市総務部営繕課			

器具凡例 各図共通

記号	器具仕様
	40型照明器具 (埋込)
	40型照明器具 (直付)
	20型照明器具 (直付)
	黒板灯
	スポットライト (電球交換)
	誘導標識
	誘導灯撤去, 誘導標識新設
	人感センサー撤去, ブランクプレート新設

廊下	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×12	C23×12
小型誘導灯×1	71×1
誘導標識×2	72×2

昇降口	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×3	C23×3
小型誘導灯×1	71×1

階段	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×1	C23×1
壁付 FL20W 1灯×2	D12×2
誘導標識×1	71×1

かになやま予備室	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2

4年生算数教室	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2

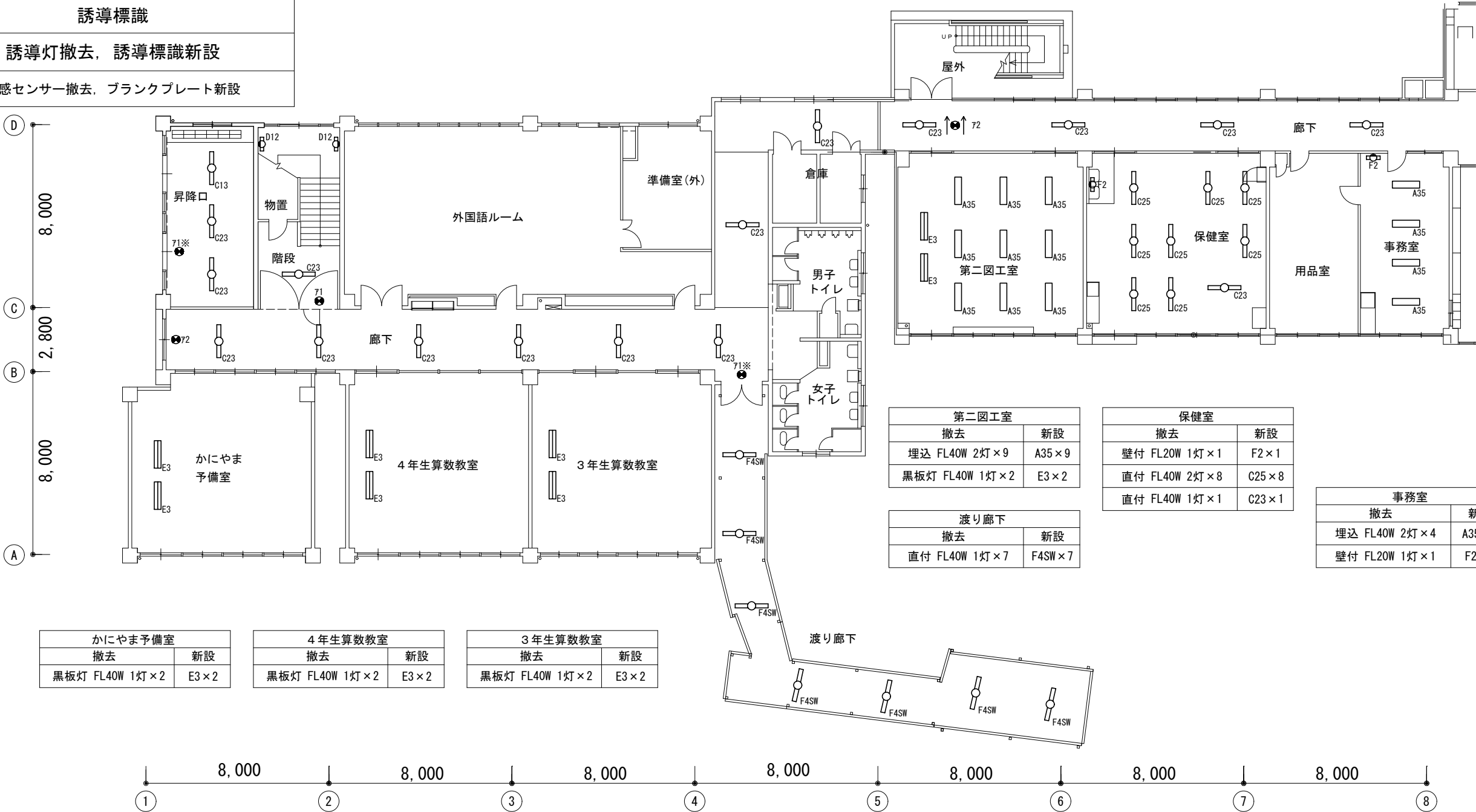
3年生算数教室	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2

第二図工室	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×9	A35×9
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2

保健室	
撤去	新設
壁付 FL20W 1灯×1	F2×1
直付 FL40W 2灯×8	C25×8
直付 FL40W 1灯×1	C23×1

事務室	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×4	A35×4
壁付 FL20W 1灯×1	F2×1

渡り廊下	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×7	F4SW×7



- (注記)
- 図示の照明器具・誘導標識等を撤去・新設すること。
 - ※印の器具は、誘導灯を撤去し、天井の配線開口部分にブラंकプレートの新設のうえ、誘導標識を新設すること。

件 名 調布市立上ノ原小学校校舎LED化改修工事

照明設備
本校舎 1 階平面図 (1)
S=1/200

令和7年度
令和7年10月
調布市総務部営繕課

No
E-05
11枚の内

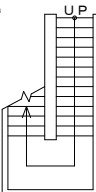
女子トイレ1	
撤去	新設
直付 FL40W 2灯×1	C25×1

水飲場 1	
撤去	新設
直付 FL40W 2灯×1	C25×1

廊下	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×10	C23×10
誘導標識×4	71×1
	72×3

女子トイレ2	
撤去	新設
直付 FL40W 2灯×1	G25×1

男子トイレ2	
撤去	新設
直付 FL40W 2灯×1	C25×1



階段 1	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×2	C23×2
誘導標識×1	72×1

用務員室	
撤去	新設
直付 FL40W 2灯×3	C25×3
壁付 FL20W 1灯×1	F1×1

昇降口 2	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×9	G23×9

階段 2	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×2	G23×2

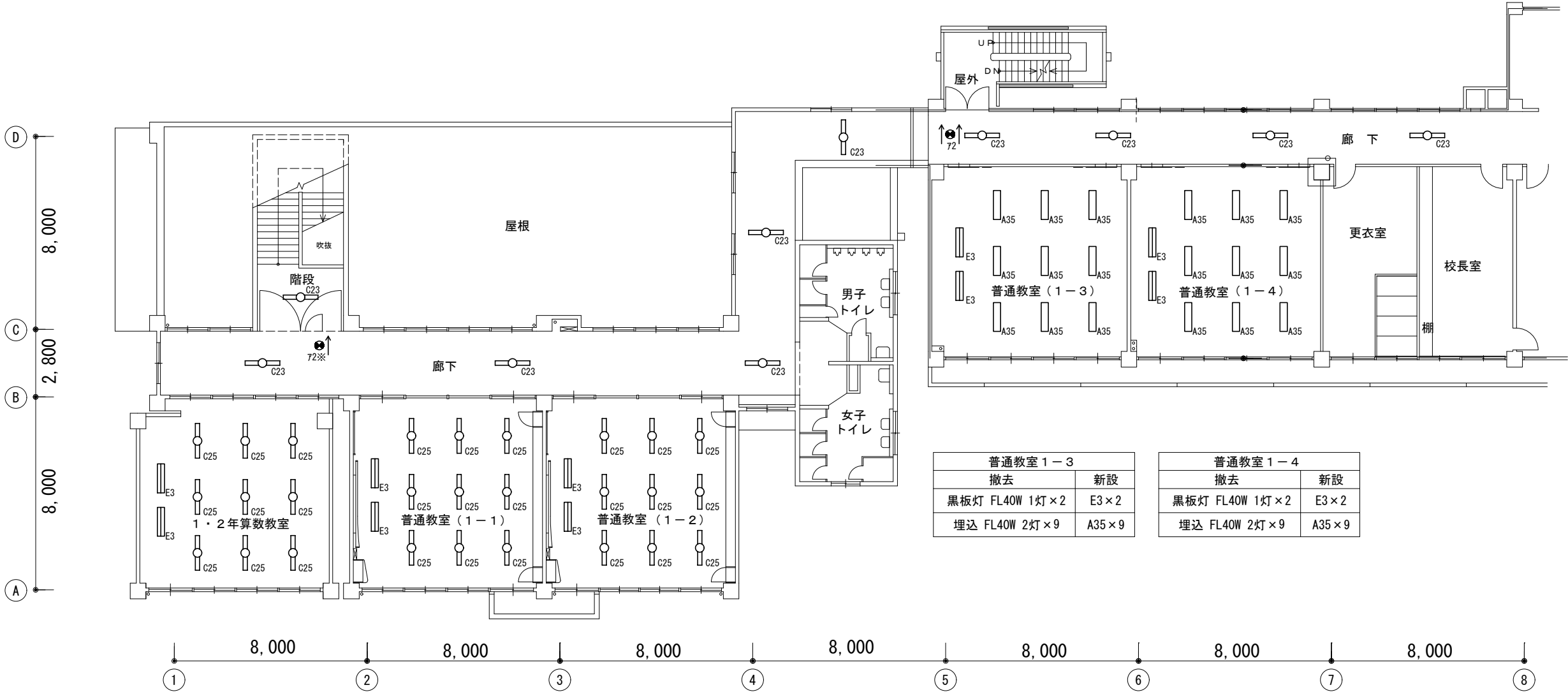
第一図工室	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×15	A35×15
黑板灯 FL40W 1灯×2	E3×2

件 名	調布市立上ノ原小学校校舎ＬＥＤ化改修工事
-----	----------------------

令和7年度	令和7年10月
 調布市総務部営繕課	

No
E-06
11枚の内

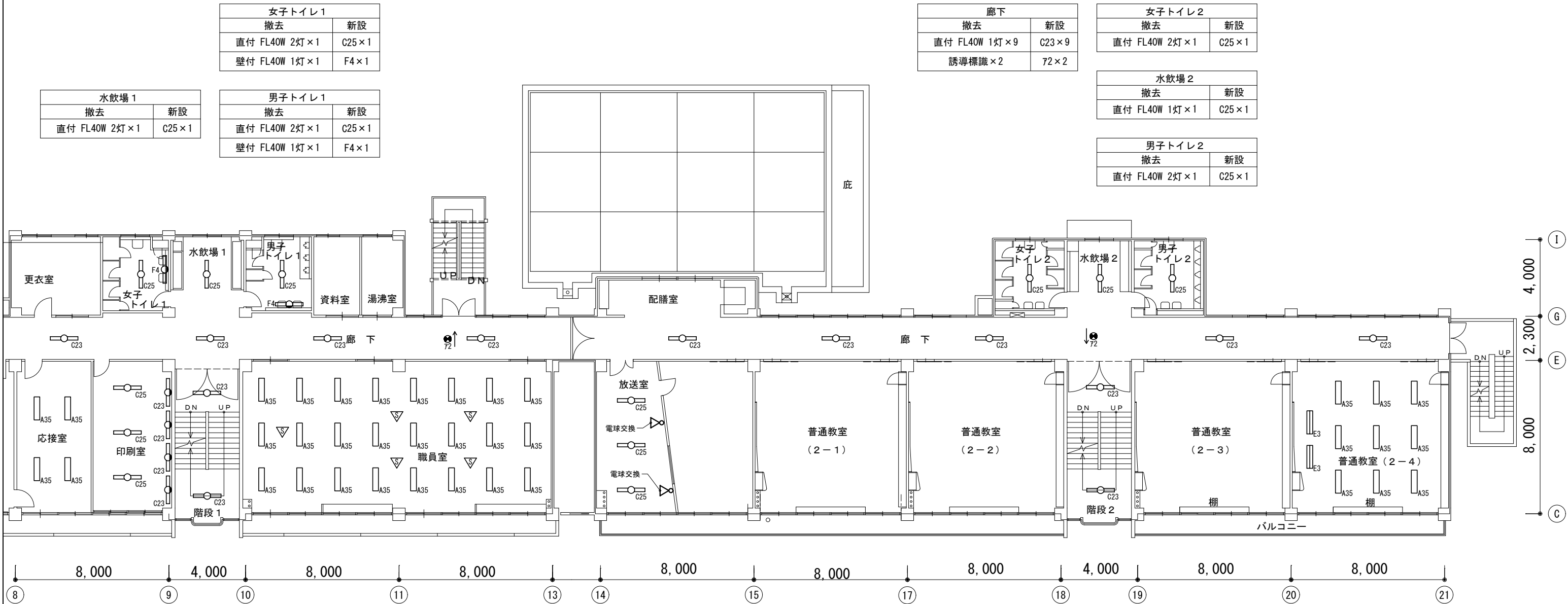
階段		廊下	
撤去	新設	撤去	新設
直付 FL40W 1灯×1	C23×1	直付 FL40W 1灯×9	C23×9
		小型誘導灯×1	72×1
		誘導標識×1	72×1



1・2年生算数教室		普通教室 1-1		普通教室 1-2	
撤去	新設	撤去	新設	撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2	黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2	黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2
直付 FL40W 2灯×9	C25×9	直付 FL40W 2灯×9	C25×9	直付 FL40W 2灯×9	C25×9

- (注記)
- 図示の照明器具・誘導標識等を撤去・新設すること。
 - ※印の器具は、誘導灯を撤去し、天井の配線開口部分にブラックプレートの新設のうえ、誘導標識を新設すること。

件 名				調布市立上ノ原小学校校舎LED化改修工事	
照明設備 本校舎2階平面図(1)	S=1/200	令和7年度	令和7年10月	No E-07 11枚の内	
		 調布市総務部営繕課			



応接室	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×4	A35×4

階段 1	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×2	C23×2

職員室	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×24	A35×24

放送室	
撤去	新設
白熱電球 IL60W×2	LED電球×2
直付 FL40W 2灯×3	C25×3

注記 2 参照

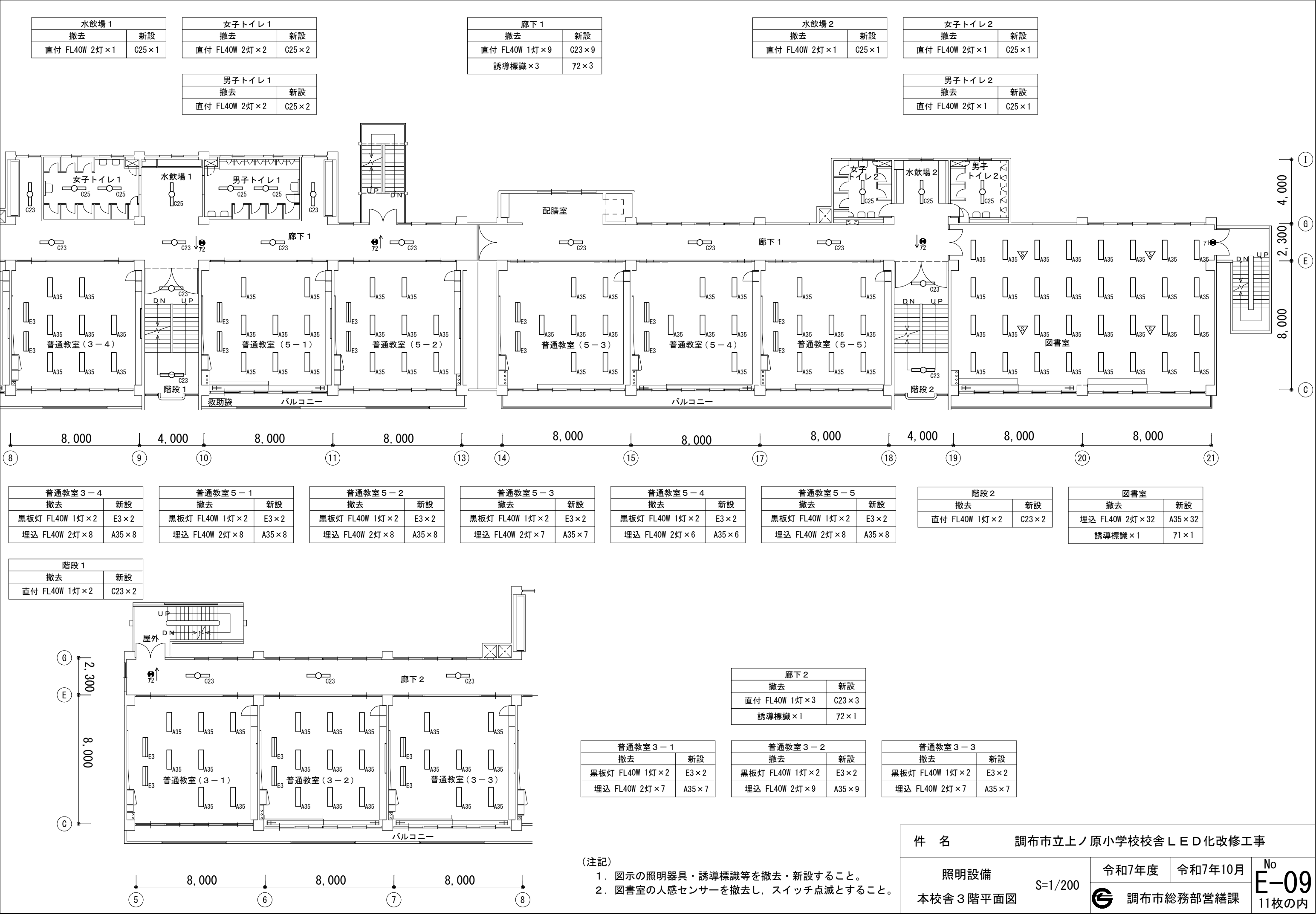
印刷室	
撤去	新設
直付 FL40W 2灯×3	C25×3
壁付 FL40W 1灯×4	C23×4

階段 2	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×2	C23×2

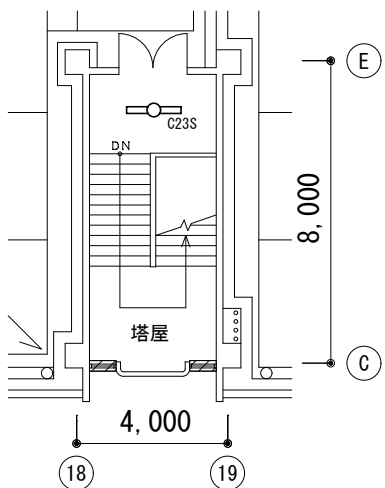
普通教室 2－4	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2
埋込 FL40W 2灯×9	A35×9

- (注記)
- 図示の照明器具・誘導標識等を撤去・新設すること。
 - 放送室の白熱電球 (IL60W) をLED電球 (全光束810lm, 色温度 5000K) に交換すること。

件 名				調布市立上ノ原小学校校舎 L E D 化改修工事	
照明設備 本校舎 2 階平面図 (2)	S=1/200	令和7年度	令和7年10月	No E-08 11枚の内	
		 調布市総務部営繕課			



普通教室 6 - 5	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E3×2
埋込 FL40W 2灯×9	A25×9

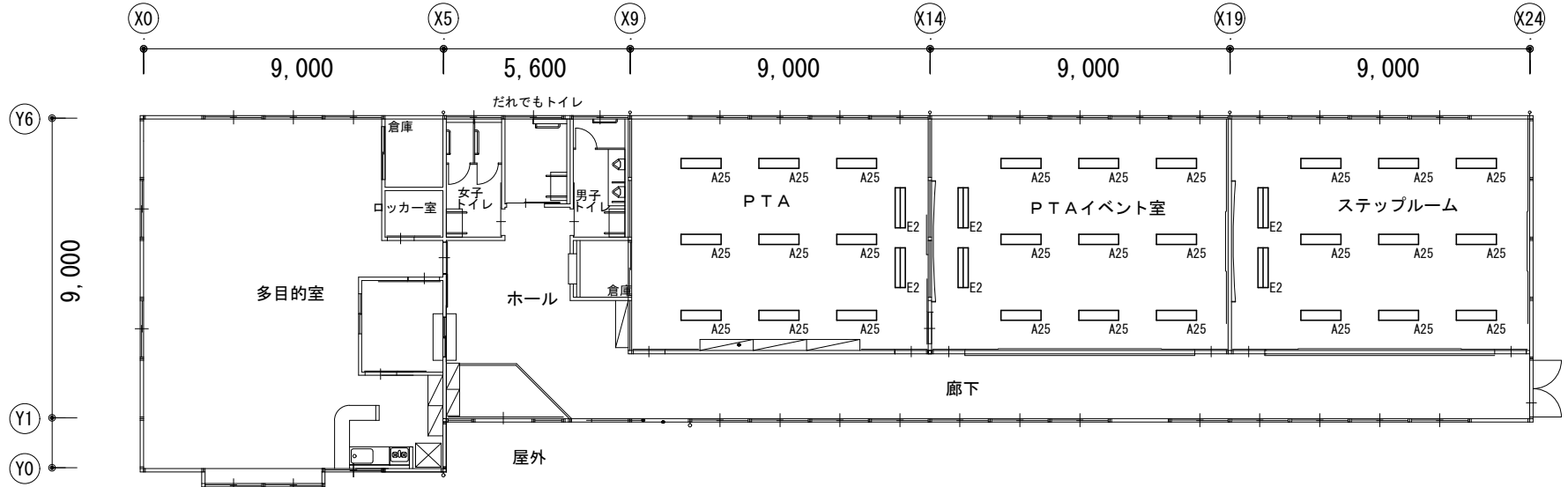


No
三-10
11枚の内

P T A	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E2×2
埋込 FL40W 2灯×9	A25×9

P T A イベント室	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E2×2
埋込 FL40W 2灯×9	A25×9

ステップルーム	
撤去	新設
黒板灯 FL40W 1灯×2	E2×2
埋込 FL40W 2灯×9	A25×9



(注記)
1. 図示の照明器具・誘導標識等を撤去・新設すること。